平成２９年（フ）第２６９５号
横浜市旭区上白根３丁目23番26号
破産者　森　　幸市
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７７号
新潟県村上市新町８番25号
破産者　佐藤　　隆
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４７６号
静岡市葵区長沼南10番11号、開始決定時の住所静岡市葵区長沼989番地の６の２
破産者　立花　稔野
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７７号
静岡市葵区長沼南10番11号、開始決定時の住所静岡市葵区長沼989番地の６の２
破産者　立花美与子
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２５号
静岡県焼津市八楠４丁目35―７　かあさけやきＡ号棟　203号室、住民票上の住所静岡県焼津市中港４丁目４番10号
破産者　村松みなみ
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３９号
静岡県焼津市柳新屋923番地　シンフォニアⅠ106、旧住所静岡市駿河区光陽町54番地グランパルクＳ101号
破産者　齋藤　哲也
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６７号
静岡県焼津市大住827番地の３　ブライトハウス103
破産者　菅沼　真澄（旧姓望月）
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６９４号
名古屋市中区丸の内１丁目15番28号　ナビシティ丸の内603号
破産者　林　　敏之
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６９８号
名古屋市千種区今池３丁目６番22号　メゾンドＭＯＥ　２Ｃ、従前の住所名古屋市千種区今池３丁目22番23号　グランデージ千種201号
破産者　山中　利絵
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７５号
大阪市西区北堀江３―10―20　アーバネックス北堀江Ⅱ　1003号室、住民票上の住所京都市伏見区深草大亀谷内膳町10番地41
破産者　寺石　世知
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８５４号
兵庫県三田市相生町26番24号
破産者　安達　浩康
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０３号
神戸市中央区二宮町２―５―７白井ビル307号、住民票上の住所神戸市北区筑紫が丘９丁目２番地の７
破産者　松井　　厚
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３４号
広島市西区古江新町17番７―202号
破産者　中島　幸晴
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８号
山口県宇部市大字西岐波1017番地４
破産者　二宮　信雄
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１２１号
北海道河東郡音更町ひびき野東町１丁目６番地15　アネックス201号
破産者　奥元　悦子
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
北海道帯広市西24条南３丁目70番地７　コーポ白山Ａ101号室
破産者　小杉　弘之
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
秋田県横手市大雄字木戸口63番地４
破産者　佐々木　裕
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３８号
秋田県仙北郡美郷町千屋字上内村164番地
破産者　戸澤　光子
1　決定年月日　平成30年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部